

府中市ホームページ広告掲載に関する実施要項

平成21年2月27日

改正 平成25年4月1日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、府中市の印刷物等に掲載する有料広告掲載取扱いに関する要綱（平成18年府中市告示第168号。以下「有料広告掲載取扱要綱」という。）に基づき、府中市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の規格等)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、広告枠の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦56ピクセル、横182ピクセル

(2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG。ただし、アニメーションGIF等動きのあるものを使用する場合は、閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。

(3) 容量 5キロバイト以下

2 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページ下段とする。

3 広告を掲載する枠数は12枠とし、これを超える場合は、有料広告掲載取扱要綱第5条の規定による優先順序によるものとし、なお、その順序が同じである場合は、抽選とする。

(広告の内容及び表現)

第3条 市ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、有料広告掲載取扱要綱第4条に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) G I Fアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは、使用することができない。

イ 広告画像の大部分の領域が切替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 閲覧者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように、混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取る等により文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行ない、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) わかりやすい適正な言葉及び文字を用いて、閲覧者に誤解、錯誤又は不快な感情を与える表現を用いないこと。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額5,000円とする。

2 広報ふちゅう及び府中市ホームページの両方の広告掲載を同一の掲載月について申し込む場合は、当該同一の掲載月1か月につき、合計の広告掲載料から3,000円を割引する。

（広告掲載料の納付期限）

第5条 有料広告掲載取扱要綱第11条に規定する市が指定する期日は、当該広告掲載日の前日とする。ただし、4月分については、4月末日とする。

（広告の募集）

第6条 広告の募集は、市のホームページその他市の広報媒体を利用して行う。

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は、月を単位とし掲載申込みのあった期間とする。
ただし、年度を越える期間を指定することはできない。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載の取消し等)

第8条 市長は、有料広告掲載取扱要綱第4条各号及び第13条に該当するときは、広告掲載申込者（以下「申込者」という。）への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは掲載を一時中止した場合において、当該申込者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第9条 市長は、広告掲載開始前において、申込者の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 市長は、広告の掲載期間中に、申込者の責めに帰さない事由により、連続して24時間以上広告を掲載することができなかつたときは、掲載できなかつた期間に応じ、既納の広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において、広告を掲載できなかつた期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(広告内容等の変更)

第10条 申込者は、月を単位として広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 申込者は、前項の規定により広告の内容又はリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする月の前月の15日までに、市長に変更の申し出を行ない、承認を得るものとする。

(広告掲載中止の申出等)

第11条 申込者は、広告掲載を中止する場合は、掲載を中止しようとする月の前月の15日までに、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があつた場合は、掲載した広告を削除するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告の掲載を中止した場合は、既納の広告

掲載料から、広告を掲載した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を当該申込者に返還するものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。